属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第百十六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同令第百十六条の二第一項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項」と、「第百十二条第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七条第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の」と、「欠損金額（同条第二項又は第五項」とあるのは「欠損金額及び個別欠損金額（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額及び個別欠損金額」と、「同条第二項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「に」とあるのは「）又は個別欠損金額に」と、同令第百十六条の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二号中「法第五十七条第一項（）とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第百十八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」として、これらの規定の例によるものとする。

2　法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項）」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「、損金の額」とあるのは「、個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下この目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。）をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、「未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額）」とあるのは「金額）（被合併法人等欠損金額に限る。）」と、「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額とみなす」とあるのは「生じた個別欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす」と、同条第三項中「という。）の前項に」とあるのは「という。）の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は「欠損金額等」という。）であつて同項第一号中「欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額又は個別帰属損金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額等」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「欠損金額（第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人の税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額又は個別帰属損金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額等」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「欠損金額（第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人の税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額又は個別帰属損金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額等」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「欠損金額（第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七条の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた